平成２３年（フ）第１６６０号
京都府相楽郡精華町桜が丘２丁目23番地４、住民票上の住所奈良県橿原市新賀町526番地グランヴェルビュ大和八木820号
債務者　藤井加代子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８４０号
京都府向日市上植野町北小路16番地の３　藤安アパート３号
債務者　小平　　純
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３９号
京都市伏見区桃山町丹後７番地１　シャトレカルマン301号室
債務者　井上　智之
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１６６号
京都市東山区祇園町南側570番地76　サンリット水谷303号
債務者　那須　弘久
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５４８号
奈良県生駒市小平尾町53番地１　第５サンコウハイツ407
債務者　坂本　美保
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３２号
奈良県生駒市山崎新町２番18―809号
債務者　谷村　政治
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３５号
奈良県桜井市大字粟殿1036番地の１
債務者　上田　裕子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第８５号
広島市佐伯区三宅５丁目348番地４
債務者　村浪智恵美
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０５号
広島県呉市宮原12丁目21番８号
債務者　川西ひろみ
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１５号
広島県尾道市御調町綾目1551番地
債務者　前岡　政子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
広島県尾道市御調町綾目1551番地
債務者　前岡　豊作
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
愛媛県松山市北久米町27番地４
債務者　石丸　孝子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３８４号
福岡県久留米市津福本町492番地５　くらもりアパート３号、前住所福岡県筑後市大字熊野1313番地４　ワインコーポ107
債務者　角町　智美
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３９０号
福岡県うきは市吉井町千年267番地３
債務者　野上　嘉之
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２０号
福岡県久留米市津福本町1688番地144　ベルナールⅡＢ棟205号
債務者　指原　　浩
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２５号
福岡県久留米市荒木町荒木3833番地１
債務者　原口　靖幸
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１２号
福岡県筑後市大字熊野249番地１　レオパレスハーモニーくまの103号
債務者　月足　康宏
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第３４６号
大分市大字田原1218番地の２
債務者　狩生　明美
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係